

○国土交通省告示第四百号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年三月十七日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道9号改築工事（多伎・朝山道路及び朝山・大田道路）（島根県出雲市多伎町久村地内から同市多伎町小田地内まで及び大田市波根町字高原田地内から同市久手町刺鹿字沖代地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 島根県出雲市多伎町久村、多伎町多岐及び多伎町小田地内
島根県大田市波根町字高原田、字上河内、字大王寺、字沼谷、字越谷及び字西ノ迫、久手町波根西字近谷奥、字大津、字近谷、字本谷北平、字上ケ、字銭神、字暮石、字鍋谷、字大師山、字岩山、字岩山後、字堂床、字鹿路、字鉦床、字山谷、字山ノ谷、字竹ノ内及び字神谷並びに久手町刺鹿字涼見、字城ケ谷、字梶屋、字北ノ前、字江谷寺床及び字沖代地内
- 2 使用の部分 島根県出雲市多伎町久村、多伎町多岐及び多伎町小田地内
島根県大田市波根町字高原田、字上河内、字大王寺、字沼谷、字越谷及び字西ノ迫、久手町波根西字近谷奥、字近谷、字上ケ、字暮石、字岩山後、字堂床、字鉦床、字山谷、字山ノ谷、字竹ノ内及び字神谷並びに久手町刺鹿字涼見、字城ケ谷、字梶屋、字北ノ前、字江谷寺床及び字沖代地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、島根県出雲市多岐町久村地内の多伎インターチェンジ（仮称）から大田市久手町刺鹿字松ノ前地内の大田インターチェンジ（仮称）までの延長15.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道9号改築工事（多伎・朝山道路及び朝山・大田道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道9号（以下「本路線」という。）は、京都市を起点とし、鳥取市、松江市、出雲市、大田市等を経由して下関市に至る延長約755kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する大田市は、ひらめ・かれい類等の漁業が盛んな地域であり、これらの水産物は、主に陸上輸送により関西方面等に出荷されている。

しかしながら、島根県出雲市及び大田市（以下「本件地域」という。）には、上記水産物等の物流を担う唯一の主要幹線道路として本路線があるものの、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない線形不良区間が存在するほか、自然災害等による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備され、現道の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である島根県知事が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、平成18年2月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、振動については要請限度を満足すると評価されている。騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁等の設置により環境基準を満足すると評価されており、大気質のうち資材及び機械の運搬に用いる車両（以下「工事用車両」という。）の運行に係る粉じん等については、工事用車両の運行に係る降下ばいじんの参考値（以下「参考値」という。）を超える値が見られるものの、工事用道路の仮舗装等を行うことにより参考値を満足すると評価されている。また、

計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成25年7月に、同法等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音等については環境基準等を満足するとされており、大気質のうち工事用車両の運行に係る粉じん等については、工事用道路の仮舗装等を行うことにより参考値を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるオジロワシ及びオオワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、メダカ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているオオバシナミズニラ及びオオアカウキクサ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さいと予測されているが、一部の種については、影響をさらに低減するための保全措置を講ずることとしている。

主な保全措置として、オオタカ及びサシバについては、営巣が確認されていることなどから、起業者はモニタリング調査を継続し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて繁殖期を避けた施工等の保全措置を講ずることとしている。メダカ及びキンランについては、起業者は工事による改変区域に生息・生育する個体の移設を既に実施している。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が41箇所存在するが、このうち36箇所については既に発掘調査が完了しており、記録保存の措置が講じられている。起業者は、今後、残る5箇所についても島根県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、自然災害等による通行止めなど、現道が有する隘路に緊急に対応することを主な目的として、一般国道のバイパスを、本件地域の近傍で計画されている高速自動車国道との二重投資を避けるために、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路として建設するものであり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成18年3月14日に都市計画決定された都市計画と、車線数、のり面の形状等を除き、基本的内容について整合しているものである。

なお、本件事業については、4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線の事業として施行するものであるが、施行箇所の決定に当たっては、都市計画決定された区域を基本に、取得必要面積、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面から総合的に勘案されたものであり、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、これまで自然災害等による通行止めが行われているなど、現道の機能を補完・代替する措置を講ずる必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、大田市長を会長とする出雲・江津間高規格道路建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 島根県出雲市役所及び大田市役所